

令和 8 年度 豊田南小学校外 7 校特定建築物定期報告業務委託
仕様書

1 目 的

この仕様は、建築基準法第 12 条第 1 項の規定に基づく特定建築物等の定期調査（以下「調査」という。）を実施し、その結果を静岡県袋井土木事務所建築住宅課に報告することに関して、業務が適正円滑に遂行されるために必要とする項目を定める。

2 調 査 者

調査は、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者が行う。

3 委託期間

契約日の翌日から令和 8 年 12 月 18 日まで

4 調査事項

(1) 調査対象の建築物と所在地

別紙「調査対象の建築物と所在地一覧」のとおり

※2026.3.31 廃校の 3 校も実施（窓口は学校づくり整備課）

(2) 調査の方針

ア 法令の適合有無を指摘するというだけでなく、その建築物が現在使用されているそのま
まの状態において、建築物の防災上安全であるかどうかを客観的に判断すること。

イ 調査結果は、建築物の安全性を向上するための改善指導書として利用できるように、わかり
やすく作成すること。

ウ 平成 20 年国土交通省告示第 282 号により定められた調査項目以外であっても、防災対策上、
特に報告すべき事項があれば報告書に記載すること。

エ 要是正（既存不適格を含む。）の指摘事項について、改善方法に関するアドバイスも行うこ
と。

(3) 調査項目・方法・判定基準

調査項目・方法・判定基準は平成 20 年国土交通省告示第 282 号（以下「告示」という。）に
定められたとおりとし、『特殊建築物等定期調査業務基準（2016 年改訂版）（平成 28 年度 国土
交通省告示第 703 号に基づく）』を準拠して実施すること。

※ただし、告示「別表 四 建築物の内部 防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに
類するものに限る。）」については、別途、防火設備検査業者へ委託しているため本委託業務に
よる調査、報告は不要である。

(4) 報告書の作成・調査結果の報告

調査者は、調査終了後、速やかに下表の報告書類一式を作成し、調査結果の報告・改善方法の
アドバイスを行い、定期調査報告書第 1 面に自筆又は認印を受けること。

報告書類一式	作成部数
○定期調査報告書（規則第 36 号の 2 様式）	2 部（正・副）
○調査結果表（平成 20 年国交省告示第 282 号別記）	

○A 3 版の調査結果図（平成 20 年国交省告示第 282 号別添 1 様式）	
○関係写真（平成 20 年国交省告示第 282 号別添 2 様式）	
○定期調査報告概要書（規則第 36 号の 3 様式）	1 部（正）

(5) 静岡県袋井土木事務所建築住宅課への報告書の提出

調査者は上記④の調査結果の報告後、磐田市に代わり、報告書類一式を静岡県袋井土木事務所建築住宅課へ提出すること。

提出期限は令和 8 年 11 月 30 日となっているため（静岡県建築基準法施行令細則第 7 条・第 8 条関係）、提出期限内に提出できるよう努めること。また、提出期限を遅延する可能性が出た際には速やかに磐田市へ協議すること。

5 業務規律

調査を実施するに当たっては、下記に留意すること。

(1) 調査・検査日時の決定

調査者は学校へ連絡して、調査日時を決め日程表を作成し、磐田市へ報告すること。

(2) 調査日時の厳守

調査日時は慎重に無理のないように決め、約束した調査日時は厳守すること。

(3) 身分証明書等の携行

自己の身分を証明する資料（身分証明書、調査資格者手帳など）を携行すること。

(4) 管理責任者と同行

やむを得ない場合を除き、学校の教頭又はその代理者の同行を求め、その立会いの下に調査・検査を行うこと。

(5) 調査助手の掌握

調査に助手を使用する場合は予め調査の心得を十分理解させること。

(6) 調査の安全確認

調査を実施するにあたっては、安全性について十分確認した上行う。危険が感じられた場合は速やかに次善の安全な方法に切替えること。

(7) 学校授業の妨害、器物等の損傷の防止

学校授業の妨害とならないように配慮するとともに、建物・機器・器具等に損傷を与えないよう留意すること。

6 秘密保持義務

調査業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。又は自己の利益のために使用してはならない。

調査対象の建築物と所在地

件名： 令和８年度 豊田南小学校外 7 校特定建築物定期報告業務委託

学校名	所在地	棟数と名称	構造	階数	延床面積 (㎡)
豊田南小学校	森下300番地	校舎棟	RC造	地上 3 階	6,932.00
		屋内運動場	RC造	地上 2 階	1,358.00
		計			8,290.00
青城小学校	中田55番地	西棟	RC造	地上 3 階	1,256.00
		北棟	RC造	地上 3 階	960.00
		南棟	RC造	地上 3 階	1,725.00
		東棟	RC造	地上 4 階	806.00
		屋内運動場	S造	地上 1 階	1,049.00
		計			5,796.00
豊田東小学校	高見丘57番地	特別教室棟	RC造	地上 3 階	1,805.00
		普通教室棟	RC造	地上 3 階	1,996.00
		屋内運動場	RC造	地上 1 階	1,084.00
		計			4,885.00
豊岡南小学校	上神増1410番地	普通教室棟東	RC造	地上 3 階	650.00
		普通教室棟西	RC造	地上 3 階	1,480.00
		管理教室棟	RC造	地上 3 階	1,687.97
		屋内運動場	S造	地上 1 階	784.00
		計			4,601.97
豊岡北小学校	下野部158番地 1	普通教室棟	RC造	地上 3 階	1,577.00
		視聴覚室棟	RC造	地上 2 階	423.96
		管理教室棟	RC造	地上 3 階	1,065.00
		屋内運動場	S造	地上 1 階	576.00
		計			3,641.96
旧大藤小学校	大久保282番地 1	管理特別教室棟 1	RC造	地上 3 階	814.00
		管理特別教室棟 2	RC造	地上 3 階	1,011.00
		普通教室棟	RC造	地上 2 階	1,339.00
		屋内運動場	S造	地上 1 階	642.00
		計			3,806.00
旧向笠小学校	向笠竹之内391番地6	管理教室棟	RC造	地上 3 階	2,842.00
		給食棟	S造	地上 1 階	480.00
		屋内運動場	S造	地上 2 階	822.00
		計			4,144.00
旧岩田小学校	匂坂中987番地	特別教室棟	RC造	地上 3 階	991.00
		管理教室棟	RC造	地上 2 階	914.00
		屋内運動場	S造	地上 1 階	575.00
		計			2,480.00
合計					37,644.93